

# 同時配信等に係る権利処理円滑化について 【映像実演】

---

一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構(aRma) 理事  
一般社団法人 日本音楽事業者協会 専務理事  
中井 秀範

## 【要旨】

- ・同時配信等については、既にaRmaによる集中管理や出演契約によって円滑な権利処理が実現しており、基本的に制度的な手当てを行う必要はない。  
→「適正な対価の支払いがあれば同時配信等も許諾する」  
というのが実演家側の基本的なスタンス
- ・出演契約等の交渉において、基本的に実演家側の立場が弱く、必ずしも契約内容が明確になっていない実態がある。同時配信等の許諾を含め、実演家側が一方的に不利な契約を押し付けられないようにする必要がある。
- ・仮に制度的な手当てを講じる場合にも、実演家に適切な対価が支払われない事態が生じないよう十分に配慮すべき。同時配信等の新たなサービスにおいて、実演が利用される以上、フェアな形での支払いは必須である。
- ・リピート放送の同時配信に係る実演家からの許諾取得の負担軽減については、現行制度上での対応が困難な事実が確認された場合には、追加的な支払いを前提とした法定許諾や強制許諾制度の導入を検討する余地があるものと考えられる。

# 1. 集中管理・放送事業者との契約の実態

・映像実演の場合、放送事業者は番組制作時(出演契約時)に同時配信の権利処理に関する直接の交渉機会を有する。従って、出演契約時に、放送の許諾と併せて同時配信等の許諾を得ることで、円滑な権利処理が既に実現している。

→「適正な対価の支払いがあれば同時配信等も許諾する」  
というのが実演家側の基本的なスタンス

・aRmaでは、テレビ放送番組の同時配信はもちろん、見逃し配信やオンデマンド配信についても、包括的な集中処理スキームを構築しており、放送事業者はこれを活用することも可能である。

・aRmaによる集中管理のカバー率は、約90%(非一任型含む)である。

・aRmaは放送番組の二次利用関連業務の他、不明者権利者探索業務も実施し、放送事業者の権利処理を総合的に支援する体制を構築している。

➡ 基本的には、運用によって円滑な権利処理が実現可能

## 2.【全体】放送事業者からの要望事項に対する意見

- 出演契約やaRmaによる集中管理を活用して権利処理が可能であるものについては、運用によって円滑な権利処理が実現できるため、基本的に制度的な手当ては不要である。
- 同時配信について、現行制度上での対応が困難な事実が確認された場合に法定許諾等の導入を検討することを否定するものではないが、新規の番組については、現行制度下で問題なく対応できているものと認識している。
- 音楽実演と異なり、映像実演については一般にビジネス戦略上「露出コントロール」の重要性が指摘される。従って、実演家側の意に反する利用が生じない様に十分な配慮が必要である。
- 仮に制度的な手当てを講じる場合にも、実演家に適切な対価が支払われない事態が生じないよう十分に配慮すべき。同時配信等の新たなサービスにおいて、実演が利用される以上、フェアな形での支払いは必須である。
- 出演契約等の交渉において、基本的に実演家側の立場が弱く、必ずしも契約内容が明確になっていない実態がある。同時配信等の許諾を含め、実演家側が一方的に不利な契約を押し付けられないようにする必要がある。

## 2.【個別】放送事業者からの要望事項に対する意見

- 借用素材の権利処理の円滑化

円滑化の過程において、借用素材に含まれる、映像実演やパブリシティに関する権利や経済的な利益が損なわれないように配慮すべき。

- 権利者団体に属さない実演家への対応

aRmaによる集中管理のカバー率は約90%であり、大きな問題が生じているのか疑問であるが、例えば、カバー率を更に高める方策や権利者団体に属さない実演家に係る権利情報の集約化については検討の余地があるものと考えられる。また、不明権利者の問題は、aRmaの活用も視野に入れた裁定制度の改善を検討すべき。

- リピート放送の同時配信に係る実演家からの許諾取得の負担軽減

同時配信が本格化する中で現行制度上での対応が困難な事実が確認された場合には、追加的な支払いを前提とした法定許諾や強制許諾制度の導入を検討する余地があるものと考えられる。

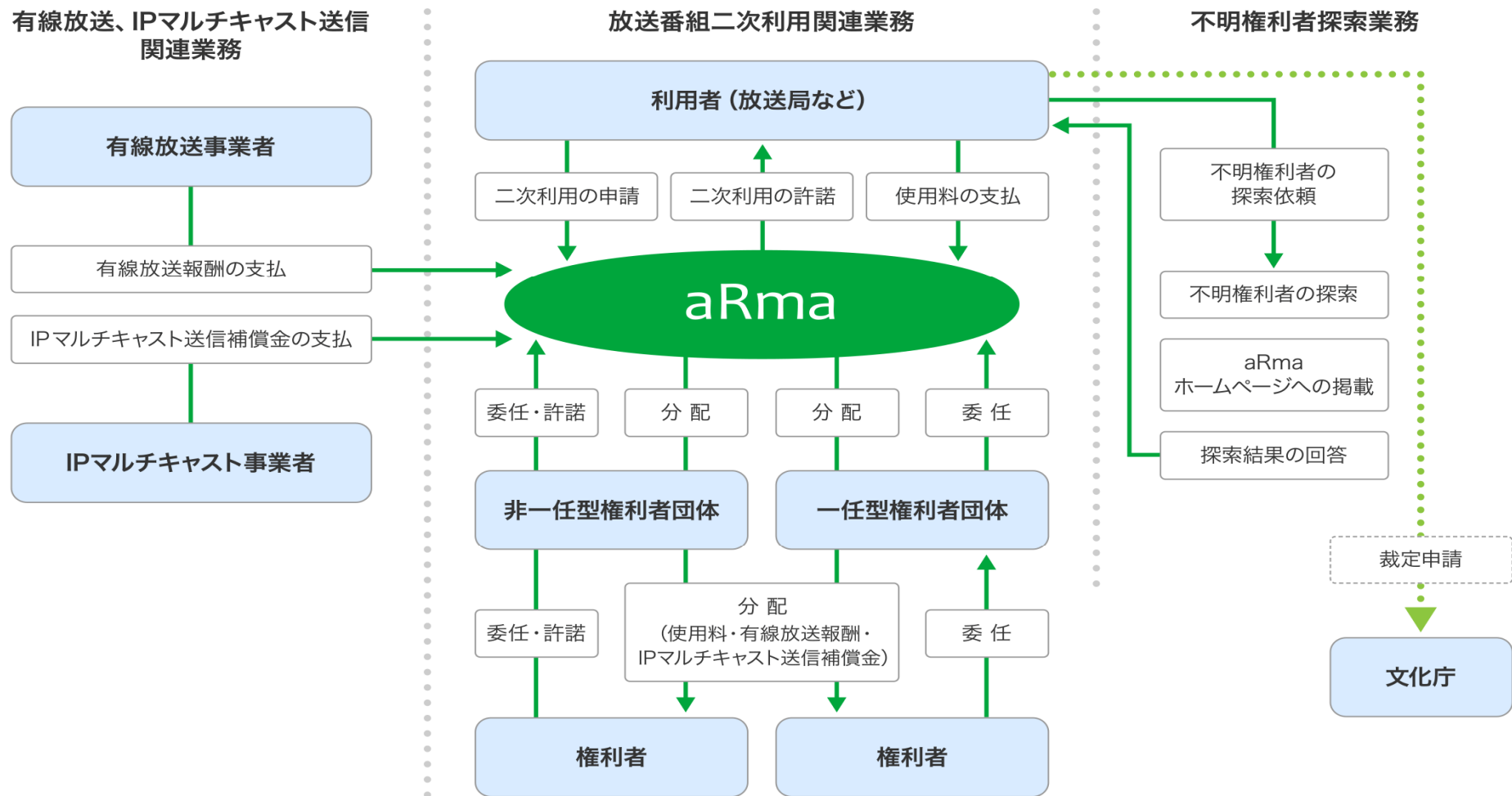
- 全体的な権利処理の作業負荷の軽減

放送事業者の要望をふまえ、aRmaは、権利処理システム「ARMs」の改善など、作業負荷軽減に資する運用面での見直しに継続的に取り組んでいる。

### 3. その他

- 外部制作会社が制作する放送番組について、放送番組であるにもかかわらず、ワンチャンスの扱いとされ、放送後の二次利用等に関する適切な対価が実演家に支払われないケースがあり速やかに是正する必要がある。
- aRmaが全放送局共通で提供する権利処理システム「ARMs」を、ローカル放送局も活用することで権利処理業務の効率化が図れる。
- 同時配信と、オンデマンド配信（追っかけ配信や見逃し配信含む）は全く性質の異なる利用であり、しっかりと区別して検討する必要がある。

# 参考：aRmaにおける集中管理



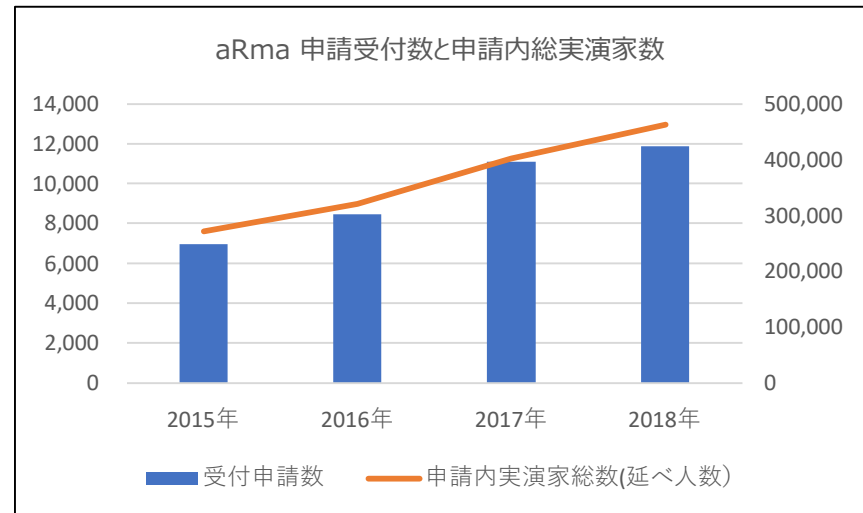
aRmaは、著作権等管理事業者の届出を行い、2015年より、放送番組二次利用の許諾と使用料の徴収・分配を開始。非一任型権利者が行う権利処理の窓口業務を担当するとともに、一任型による権利処理を実施している。また、不明者権利者探索業務も実施し、放送局による裁定制度の利用をサポートしている。

# 参考：aRmaの許諾実績(放送番組の二次利用)

## ■申請受付数と申請内総実演家数(延べ人数)

	2015年	2016年	2017年	2018年	合計
受付申請数	6,946	8,448	11,102	11,859	38,355
申請内実演家総数(延べ人数)	271,081	320,558	401,130	462,421	1,455,190

※2015年度より著作権等管理事業者として申請受付を開始



## ※2018年度 申請区分別と実演家内訳

